

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 687 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 687 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 12 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 12 月 20 日（火） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	浅田 勲
	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	18 番	深谷 幸子

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 17 番 鈴置 省悟

19 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 687 回)

令和 4 年 12 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理 について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	報告 6	農地台帳登載申請について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 0	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について (利用権設定)	
1 2	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について (一括方式)	
1 3	議案 6	農用地利用配分計画案に関する意見について	
1 4	議案 7	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について (農 振農用地利用計画変更)	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局長 下谷 敏信
事務局長 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 687 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名中 4 名の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地台帳登載申請について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、報告第 6 号『農地台帳登載申請について』までを説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 3 件です。田 3 筆で、転用面積は 582.61 m²、転用目的は宅地、住宅、共同住宅がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 4 頁までの 9 件です。畑が 5 筆、田が 6 筆で、転用面積は合計で 2,621 m²です。転用目的は資材置場が 4 件、宅地が 2 件、住宅・駐車場・農機具置場がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 5 頁から 7 頁までの 7 件です。畑が 29 筆、田が 6 筆で、合計で 21,027 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 8 頁の 2 件です。畑が 2 筆で、2,620 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 9 頁の 3 件です。田が 4 筆で、合計で 2,067 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

最後に、報告第 6 号『農地台帳登載申請について』ご説明します。

非農地であったものを農地として農地台帳に登載するに当たって申請されるもので、議案書 10 頁の 1 件、畑 1 筆、1,808 m²です。

所有する土地を平成 24 年より農地として耕作していましたが、令和 4 年 11

月に雑種地から畑に地目変更の登記がなされ、周辺農地と一体利用するために農地台帳に登載するものです。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書11頁の大府市農業委員会の許可案件1件、畑3筆の合計で3,098㎡です。

取得の目的について、1番の案件は、農地を使用貸借し農業経営の規模拡大を図るために取得するものです。

なお、この案件について、買受人の法人は株式会社の形態で、主たる事業が農業であり、法人の農業に常時従事する個人が年間150日以上従事し、業務執行役員が過半数以上を占め、この業務執行役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事していることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

1番の借受人は、いずれも所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。
本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書12頁の愛知県知事の許可案件1件です。

1番の案件は駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満である区域にあるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

この案件については、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。

1番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

1番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、集水柵で集水して道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書13頁から15頁までの愛知県知事の許可案件3件です。

1番の案件は工場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

なお、この案件は、令和4年9月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

2番の案件は、店舗及び駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、上水道管、下水道管の2種類が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、概ね500m以内に「柘みみはなのどクリニック」と「大府市子どもステーション」があることから、医療施設又は公共施設が2箇所所在する区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

なお、この案件は、令和2年3月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

3番の案件は、倉庫を建設する目的で転用するものです。農地区分は、上水道管、下水道管の2種類が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、概ね500m以内に「吉田児童老人福祉センター」と「吉田小学校」があることから、公共施設が2箇所所在する区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

なお、この案件は、令和4年9月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の申請地は、土地造成は盛土と切土をします。雨水は貯留池を経由して側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

2番の申請地は、土地造成は盛土と切土をします。雨水は、敷地内の雨水樹で集水後、西側の道路側溝と東側の水路へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

3番の申請地は、土地造成は切土と盛土をします。雨水は、敷地内にて取水後、既設水路へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)』の45件を上程します。

この内、設定番号6541番と設定番号6542番の2件は、本田貴士委員が、議事参与の制限に当たる議案となります。

始めに、議事参与の制限に該当しない43件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)』についてご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。

議案書の16頁から25頁までで、設定番号6539番と6540番、設定番号6543番から6583番までの計43件です。

内訳は、田が 28 筆、畑が 46 筆で、合計で 60,294.95 m²の申請です。
市内の方が 19 名で、市外の方が 10 名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号のうち議事参与の制限に該当しない 43 件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号のうち議事参与の制限に該当しない 43 件は、原案のとおり決定します。

次に、議案第 4 号のうち、設定番号 6541 番と 6542 番は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は、退室をお願いします。

(本田貴士委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第 4 号のうち本田貴士委員の議事参与案件である設定番号 6541 番と 6542 番について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号 6541 番と 6542 番は議案書の 16 頁で、田が 2 筆の 1,420 m²の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号のうち設定番号 6541 番と 6542 番を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6541番と6542番は、原案のとおり決定します。

本田委員は、入室してください。

(本田貴士委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』の51件を上程します。

このうち設定番号6587番から6592番までの6件は、私、久野一弘が、また、設定番号6602番から6607番までの6件は、本田貴士委員が、議事参与の制限に当たる議案となります。

始めに、議事参与の制限に該当しない39件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』についてご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の26頁から39頁までで、設定番号6584番から6586番まで、設定番号6593番から6602番まで、設定番号6608番から6634番までの計39件です。

内訳は、田が42筆、畑が27筆で、合計で59,917.20㎡の申請です。

市内の方が8名で、市外の方が4名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない39件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない39件は、原案のとおり決定します。

次に、議案第5号のうち設定番号6602番から6607番までは、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田貴士委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第5号のうち本田貴士委員の議事参与案件である設定番号

6602 番から 6607 番の 6 件について審議します。
事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号 6602 番から 6607 番までの 6 件は、議案書の 30 頁から 31 頁までにございます。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 5 号のうち設定番号 6602 番から 6607 番までの 6 件を採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 5 号のうち設定番号 6602 番から 6607 番までの 6 件は、原案のとおり決定します。
本田貴士委員は、入室してください。

(本田貴士委員 入室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第 5 号のうち設定番号 6587 番から 6592 番までの 6 件は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、退室します。
大府市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項により、深谷勝義副会長に議長をお願いします。

(久野一弘委員 退室 / 議長交代)

(深谷勝義 議長)

それでは、議案第 5 号のうち久野一弘委員の議事参与案件である、設定番号 6587 番から 6592 番までの 6 件について審議します。
事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号 6587 番から 6592 番までの 6 件は議案書の 26 頁から 28 頁までにございます。いずれも借り手の久野一弘委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち設定番号6587番から6592番までの6件を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(深谷勝義 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち設定番号6587番から6592番までの6件は、原案のとおり決定します。

久野一弘委員は、入室してください。

(久野一弘委員 入室)

(深谷勝義 議長)

これで、久野会長の議事参与案件が終了しましたので、議長を久野会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第13、議案第6号『農用地利用配分計画案に関する意見について』1件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(花井信武 事務局長)

議案第6号『農用地利用配分計画案に関する意見について』でございますが、既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し、利用権を設定した案件について、借り手を変更する「農用地利用配分計画案」を作成するため、農業委員会に意見が求められております。議案書40頁の2件です。

新たに権利の移転を受ける者は市内の方、市外の方がそれぞれ1名ずつで、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの、事務局の説明について質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第6号を採決します。農用地利用配分計画案を回答するにあたり、委員会の意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第6号については、委員会の意見はなしとするこ

とに決定します。

次に、日程第14、議案第7号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』12件を上程します。

このうち、12番の案件については、鈴木広子委員が議事参与にあたる議案となります。

始めに、議事参与に該当しない11件について審議します。

事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第7号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の11件についてご説明します。

議案書41頁から43頁までの11件、合計で16,205.94㎡が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、神谷登委員どうぞ。

（神谷 登 委員）

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、意見などございませんか。

（意見なし）

（久野一弘 議長）

続いて、2番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

（竹内敬三 委員）

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、意見などございませんか。

（意見なし）

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で、水道管、下水道管が埋設する幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に「北崎保育園」と「かんだ保育園」という複数の公共施設又は公益的施設がある区域に該当しますので、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題あり

ません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、8番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

8番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、9番の案件について、深谷幸子委員どうぞ。

(深谷幸子 委員)

9番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、10番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

10番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、11番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

11番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第7号のうち議事参与の案件に該当しない11件を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第7号のうち議事参与の案件に該当しない11件は、委員会の「意見なし」で市に回答することに決定いたします。

次に、議案第7号のうち、12番の案件は、鈴木広子委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、鈴木広子委員は、退室をお願いします。

(鈴木広子委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第7号のうち鈴木広子委員の議事参与案件である12番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第7号のうち鈴木広子委員の議事参与案件である12番について、ご説明します。

議案書43頁の12番の1件で、合計2,406㎡が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

12番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

12番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で、水道管、下水道管が埋設する幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に「東山小学校」と「東山ガーデニア保育園」という複数の公共施設又は公益的施設のある区域に該当しますので、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第7号のうち12番を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第7号のうち12番は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

鈴木広子委員は、入室してください。

(鈴木広子委員 入室)

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第687回総会を閉会します。